一般旅券発給申請書

新規・切替（18歳未満の申請者又は18歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用）　（5年用）

親権者による申請

受理年月日　年　月　日　受理

窓口記入欄　確認

有効期間　5　子供　発行年月日　交付

必ず本人（子ども）が記入↓（ヨミカタ）

写真は貼らずにお持ちください

注意
1. 申請者本人のみ
2. 6ヶ月以内に撮影したもの
3. 正面、無帽、無背景
4. 縦45mm×横35mm（ふちなし。頭は頭頂から顎までが34mm±2mm）

＊提出された写真は旅券に転写されます。
＊裏面に氏名を記載してください。

氏名（左詰めで記入）
ヨミカタ（カタカナで記入してください。）
姓　ビゼン　名　タロウ
姓（戸籍に記載のとおり、かい書体で記入してください）　名
備前　太郎
ヘボン式ローマ字活字体大文字で記入してください。（枠が足りない場合は窓口に申し出てください）
姓　BIZEN　名　TARO
ヘボン式でない表記を旅券面に記載する場合は裏面の氏名欄もご記入ください。

所持人自署（この署名は旅券にそのまま転写されます）
備前 太郎

必ず本人（子ども）記入↑ 枠からはみ出ないように（所持人自署欄）

性別　男☑　女
生年月日　平成☑　2006年1月1日（年月日が一桁の場合は十の位に0を記入）
（該当する枠内に✓印を記入してください）

本籍（都道府県名を左詰めで記入してください）　岡山県
（市区郡以下を記入してください）　備前市東片上126番地

※過去に申請後に旅券を受領しなかったことがありますか。　☐ある　☑ない
※旅券の所持歴はありますか。☐ある（以下に最後の旅券について記入）　☑ない

記号　発行年月日西暦で記入　年　月　日

最後に発給を受けた旅券に記載の姓をローマ字、左詰めで記入してください。

この申請書を提出する日の年齢　満（16）歳
18歳以上の場合は、下欄の（ ）内に「5」と必ず記入してください。
私は有効期限が（　）年の一般旅券の発給を希望します。
※3日以内に紛失（焼失）届出を行っている場合は、枠内に✓印を記入してください。

現住所（住民票に記載の住所）
〒705-0022
岡山県備前市東片上126
電話　0869（△△）□□□□
携帯　080（0000）×××
メールアドレス　bizenxx@xxx.xxx.jp

その他勤務先など日中の連絡先
電話　（　）

〒
電話　（　）

日本国内の緊急連絡先
住所　備前市東片上126
氏名　備前 花子　申請者との関係　母　電話　0869（△△）□□□□

刑罰等関係
※次の各事項に該当しているか否か、☐に✓印を記入してください。
（本人又は法定代理人が記入してください。）

	はい	いいえ
1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか。	☐	☑
2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。	☐	☑
3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けている状態ですか。	☐	☑
4. 旅券法違反で有罪となりますか。	☐	☑
5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を行使して（未遂を含む）、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。	☐	☑
6. 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。	☐	☑

必ず本人（子ども）が記入→（刑罰等関係）

外国籍の有無
現在外国の国籍を有していますか。
（※該当する枠内に✓印を記入してください）
はい☐　いいえ☑
「はい」の場合
どの国の国籍ですか。
取得年月日　年　月　日
どのような方法で取得しましたか。
外国籍の父又は母の子として出生☐
外国での出生☐
外国人との婚姻又は養子縁組☐
帰化申請又は国籍取得届出☐

外務省コード欄
03 13条　10 別名併記　14 暦外確認　0A 別人　0C 解除　0E 職権　0H 特例1　0K 特例3
04 対立地域　11 非ヘボン　15 暦外表示　0B 失効　0D その他訂正　0G 再作成　0J 特例2

官庁コード

外務省　都道府県

（別記第２号様式）　裏面も記入してください　用紙の大きさはＡ４

厳　折り曲げ禁

注意
一、太枠内の所定の欄に黒又は青の濃いインクで枠からはみ出さないよう記入してください。
二、※のある欄では□又は□枠内に✓印を、その他の欄はかい書体により（所持人自署の欄は除く）記入してください。
三、この用紙は機械で読み取りますので折らないでください。折った場合は、申請書に改めて記入をお願いする場合もあります。
四、わが国固有の領土である北方領土（択捉島、国後島、色丹島及
五、申請書に虚偽の記載をして旅券の交付を受けた場合等は、旅券法（五年〈営利目的は七年〉以下の懲役、三百万円〈営利目的は五百万円〉以下の罰金）及び刑法によって処罰されます。
六、この申請書に記入した氏名の表記は、外務大臣又は領事官が特に必要と認める場合を除き変更することができません。
七、記載の個人情報は、旅券事務の適正な執行の確保、不正取得・使用の防止等旅券秩序の維持、在外選挙事務及び邦人援護並

（裏面）

出発予定日　令和 6 年 8 月 4 日　※主要渡航先での滞在期間　☑3ヶ月未満　□3ヶ月以上

※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□に✓印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。

①□表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合　②□旅券の二重発給を受けようとする場合

渡航目的（具体的に）
②の場合は、二重発給が必要な理由も記入

今回の渡航先（渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください）

国名		コード	

旅券面の氏名表記（申請書表面のヘボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字活字体大文字で記入してください（姓と名のどちらか一方の場合もあります）。また、別名併記を希望する場合、戸籍上の氏名に続けて、前後を括弧で囲んで、括弧の中に別名を記入してください。）（別名併記の記入例：GAIMU(TANAKA)）

（姓）

最大３１字まで（別名を含む）

（名）

最大３１字まで（別名を含む）

注：旅券面への表記可能な字数は姓・名・スペース合わせて３７文字（別名併記を除く）までです。
記号（、・～など）や、数字（ⅡⅢなど）等は記入できません。但し、別名併記の（　）は記入可。

外務大臣殿
在　　大使　総領事　殿

令和　年　月　日

親権者が必ず自署↓
（法定代理人署名）

法定代理人（親権者、後見人など）署名

備前花子

（過去５年以内に申請した前回旅券を受け取らず、その旅券が失効した場合は、通常より高い手数料を徴収します。）

（申請者が未成年の場合は親権者や未成年後見人等の法定代理人署名が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人の法定代理人署名が必要です。署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください（署名が困難な場合を除く）。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。）

この欄も忘れずに記入してください。

本人確認欄	（１点でよい書類）		（２点必要な書類）	
	□ 日本国旅券	□ 戦傷病者手帳	□ 健康保険証	□ 介護保険証
	□ 運転免許証	□ 宅建取引士証	□ 国民健康保険証	□ 印鑑登録証明書及び実印
	□ 個人番号カード	□ 電気工事士免状	□ 船員保険証	□ 後期高齢者医療被保険者証
	□ 船員手帳	□ 無線従事者免許証	□ 共済組合員証	□ その他写真付きの身分証明書（学生証、社員証、公的な資格証明書など）
	□ 海技免状	□ 官公庁職員身分証明書	□ 年金証書等	□ 一時帰国者
	□ 猟銃等所持許可証	□ 身体障害者手帳（偽造防止、写真付き）		

官公庁記載欄	□ 本人　□ 代理
	☑ 非ヘボン　姓 □　名 □ 別名併記　☑ 長音表記
	疎明資料名（　　）
	理　由（　　）

（令和五年三月改正）

申請に必要な書類等（有効な旅券を添付して申請する場合に一部省略できる書類があります。また、現住所以外の自治体で申請される方は、住民票の写しが必要な場合があります。）

一、戸籍謄本　一通（提出の日前６月以内に作成されたもの）
二、写真　一葉
三、本人確認のための書類（運転免許証等の場合は一点、健康保険証等の場合は二点、有効な原本に限る）
四、その他特に必要とされる書類
五、前回発給を受けた旅券

申請書類等提出委任申出書

（法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です）

申請者以外の方が申請書類等を提出する場合には、この様式も忘れずに記入してください。

点線より上の欄は申請者本人が記入してください。

申請者記入

私は旅券法第３条第６項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。

令和　年　月　日

引受人氏名　　申請者との関係

引受人住所

引受人記入

私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの（又は適正な記名）であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去５年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。

令和　年　月　日　　連絡先電話番号　（　　）

生年月日　明治・大正・昭和・平成・令和　年　月　日

注意事項

1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示（出）してください。
2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

（令和五年三月改正）

（別記第４号様式）